

大気環境保全活動助成金の申請募集

～ 大気環境保全のために

活動している住民団体の方へ～

兵

庫県大気環境保全連絡協議会では、大気環境保全のために活動している住民団体に対して、10万円を上限に活動費や資材購入費の助成を行っています。

助成を希望される方は、下記のとおり申請書を提出してください。

助成の概要は、以下のとおりです。

1 目的

住民活動として行っている大気環境保全にかかる活動費や資材購入費等の助成を行うことにより住民自らの活動を活性化することを目的とします。

2 助成対象団体

助成を受けようとする団体は、以下に示す要件に該当するものとしします。

- (1) 会則または規約等を有していること。
- (2) 団体としての意志決定により事業執行ができ、確実な経理処理ができること。
- (3) 活動の本拠地が県内にあり、県内で活動する団体であること。

3 助成対象活動

対象となる活動は、以下に示す活動としします。

- (1) 大気環境保全に関する思想の普及および意識の高揚のための活動
- (2) 大気環境保全に関する情報の収集及び交換のための活動
- (3) 大気環境保全に関する調査研究活動

(助成の対象となる活動例)

- ・地球温暖化防止活動 (ex.食用廃油を再生して自動車の燃料に再利用)
 - ・アイドリング・ストップ運動の啓発活動
 - ・酸性雨の測定や講習会の実施
 - ・大気汚染状況の測定や講習会の実施
 - ・星空観察会の実施
 - ・大気浄化能力度の測定機材購入や研修会の実施
 - ・ライフスタイル変換のための活動
- 等

ただし選考委員会で適当でないと認める活動のほか、次に掲げる活動については、助成の対象とはなりませんのでご注意ください。

- (ア) 公共団体又は公共団体が設立した団体による活動
- (イ) 営利活動、政治活動又は宗教活動を主たる目的とする団体による活動
- (ウ) 他の団体等への資金補助、助成等を内容とする活動

3 助成対象経費

対象となる経費は、次に掲げる活動に要する経費に対し助成します。

- (1) 活動のために使用する会場の借上料
- (2) 活動のための用具、図書等消耗品の購入に要する経費
- (3) 活動のための備品購入費
- (4) 講師及び指導者に対する謝礼
- (5) その他活動に必要と認められる経費

4 申請手続き

助成を受けようとする団体の代表者は、申請書（様式1）に関係書類を添えて、9月14日（金）までに兵庫県大気環境保全連絡協議会まで提出してください。

（締切厳守。期日以降は一切受付できませんので、ご注意ください。）

申請書の様式は <http://www.kankyo.pref.hyogo.jp/JPN/apr/index.html>（兵庫の環境ホームページ）からダウンロードできます。

5 注意事項

- (1) 申請書を審査し、選考委員会で交付団体を決定します。
- (2) 助成金は、実績報告書を受領後に交付することを原則としていますが、活動内容によっては事前交付が可能です。
- (3) 助成金は一団体10万円を限度とし、当協議会の予算の範囲内での交付となります。
- (4) 助成対象の活動が終了したときは、実績報告書（様式2）を提出していただきます。
- (5) 助成金を目的外に使用した場合、助成金の返還をしていただきます。
- (6) 平成19年度からは過去5回以上助成を受けている団体は助成金申請できませんのでご注意ください。

6 申請から交付までの流れ

団体から申請(9/14(必着)まで受付)

提出書類

大気環境保全活動助成金交付申請書(様式1)
規約、会則等
団体に関する調書(様式1-1)
助成金交付を受けた活動計画書(様式1-2)
年間活動計画(様式1-3)
これまでの主な活動(様式1-4)
収支予算書(様式1-5)

選考委員会で審査・決定

助成決定の通知

助成不可の通知

助成申請活動の実施

活動報告書及び助成金請求書の提出

提出書類

大気環境保全活動実績報告書兼助成金請求書(様式2)
活動内容報告書(様式2-1)
収支決算書(様式2-2)
年間活動報告書(様式2-3)

報告書の審査

助成金の交付



申請・お問い合わせ先

〒650-8567

神戸市中央区下山手通5-10-1

兵庫県健康生活部環境管理局大気課内

兵庫県大気環境保全連絡協議会事務局

TEL : 078-341-7711 内線3369

FAX : 078-362-3966

E-mail : taikika@pref.hyogo.jp